

身体的拘束最小化のための指針

医療法人光輝会 光輝病院

1.身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に適正化することなく、職員一人ひとりが拘束適正化に向けた意識を持ち緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2.身体的拘束最小化に向けての基本方針

1) 身体拘束の定義

抑制帯や向精神薬の過剰投与など、患者の身体を一時的に拘束し、その運動を抑制する行為

2) 身体拘束等禁止の対象となる具体的な行為

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)
より抜粋

3) 身体的拘束禁止の対象とはしない具体的な行為の明確化

肢体不自由や体幹機能障害等の残存機能を活かす為に、安定体位保持の工夫として実施する行為については、身体的拘束等の禁止の行為の対象とはしない場合もある。その行為を実施しないことにより患者様に危険と判断する場合など。

ただし、複数人で検討し目的を明確化した上で、カルテや看護記録に記載する

(具体的な行為の例)

- ・ 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト
- ・ ベッド上での安静の保持ができず転落の危険性がある場合の4点柵 等

(当院において想定される拘束の例)

体幹抑制、四肢抑制、ミトン、介護衣(つなぎ服)、4点柵、車椅子用安全ベルト 等

4) 身体的拘束を行う場合の対応

緊急、やむを得ず身体的拘束を行う場合の身体保護措置として以下の3要素を満たした上、患者様・ご家族様の同意を得た上で必要最低限の拘束を行う

- ① 切迫性 : 患者様または他の患者様の生命または身体を危険にさらす可能性が著しく高い
- ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がない
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なもの

身体拘束を行った場合は、状況についての看護記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

3.身体拘束最小化のための組織体制

1) 身体的拘束最小化チームの設置

身体拘束を最小化にすることを目的とし、身体的拘束最小化チームを設置する

2) 身体的拘束最小化チームの役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、職員へ周知する
- ② 身体的拘束最小化に係る指針の定期的な見直しを行い職員へ周知する
- ③ 月次報告レポートを作成し、身体的拘束の実施状況を職員へ配布、周知する
- ④ 職員を対象に身体的拘束最小化に係る研修の企画・実施

3) 構成メンバー

専任の医師・専任の看護師・薬剤師・理学療法士・事務職員

4) 記録及び周知

月1回、月次レポートを作成し各病棟へ配布し職員への周知を行う

4.その他の日常ケアにおける基本方針

患者様主体の行動、尊厳の尊重。言葉や行動により患者様の精神的な自由を妨げないよう努め患者様の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。

5.指針の掲載について

当院の「身体的拘束最小化のための指針」は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか各病棟に掲示するとともに、当院のホームページへ掲載する。

附則：この指針は、令和7年1月1日より施行する